

特定非営利活動法人 大地

コンプライアンス（法令遵守）管理規程

第1条（本規程の目的）

この規程は、特定非営利活動法人大地（以下、大地という）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

第2条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、大地の役員・職員に適用する。

第4条（推進体制）

大地は、本規程の実施、管理について責任を負う「コンプライアンス委員会」を設置する。

2 コンプライアンス委員会は、組織として以下の者を置く。

- ① コンプライアンス委員長
- ② コンプライアンス実施委員

第5条（コンプライアンス委員会）

コンプライアンス委員会は、理事長を委員長とし、委員長は本規程の各項目を推進するため「実施委員」を1名以上指名する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- ① コンプライアンス施策の検討及び実施
- ② コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- ③ コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- ④ コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- ⑤ 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- ⑥ その他コンプライアンス委員長が指示した事項

第6条（コンプライアンス委員会の開催）

コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、定例委員会を毎年1回開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第7条（内部通報制度）

大地は、本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・職員が、その情報を委員長、実施委員に直接提供することができる内部通報制度を構築する。内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を設置・運営する。

- 2 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った委員長または実施委員は、迅速、且つ適切に対応する。

- 3 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

- 4 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・職員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第8条（行動規範）

- 1 サービス利用者・顧客に対して

- ① 法令および契約を遵守するとともに、相手のニーズを尊重し、満足いただける各サービス及びシステム等を提供するよう努めること。
- ② サービスの提供、アフターサービスにおいては、サービス利用者に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、ご要望、ご相談に誠実、迅速かつ的確にお応えすること。

- 2 職員に対して

- ① 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。
- ② 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。
- ③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。
- ④ 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。
- ⑤ 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努める。

- 3 営業活動および情報の管理

- ① 誠意をもってサービス利用者に対し公正かつ公平に接し、適切な条件でサービス提供を行うこと。
- ② 法令遵守はもとより、健全な慣行、社会通念に従った活動を行うこと。

- ③ 第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。また、職員は守秘義務が課せられていることを良く理解し、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。
- ④ 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ サービス利用者以外に関する情報も守秘義務の対象となりうることを良く理解し、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。

4 法人情報・会社財産の尊重

- ① 在職中または退職後を問わず、大地の情報を所定の手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
- ② 在職中または退職後を問わず、大地の情報を不適正に利用することにより、大地に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- ③ 大地が職員として採用する前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を大地に開示しないこと。
- ④ 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ 未公表の法人情報に基づき、不正な取引を行わないこと。
- ⑥ 大地の財産を私的に流用しないこと。

5 広報・広告活動において

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 広報活動においては、関係する地域のお客様、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③ 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に理事長の了解を得ること。
- ④ 顧客に対し、大地の知名度向上を図り、また、大地に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
- ⑤ 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑥ 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第9条（規程の改正）

本規程の改正においては、コンプライアンス委員会で協議し、決議する。

第10条（懲戒処分）

大地の役員・職員が、本規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、就業規則に則って以下の処分を行う。

1. 訓戒
2. 減給
3. 出勤停止
4. 懲戒解雇

第 1 1 条（施行）

この規程は令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。